



金 沢 市 公 報

第 2 7 9 3 号

平成26年(2014年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| | | |
|---|------------|--|
| <p>◎ 目 次</p> <p>● 告 示</p> <p>○地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民協働推進課) 1</p> <p>○道路の供用の開始について (道路管理課) 2</p> <p>○兼用工作物の管理の方法を定めたことにつ いて (") 2</p> <p>● 公 告</p> <p>○浄化槽保守点検業者の登録の更新につ いて (環境指導課) 3</p> <p>○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指 定について (建築指導課) 4</p> <p>○建築基準法の規定に基づく公告認定対象区域 内における一敷地内認定建築物以外の建築物 の位置及び構造の認定について (") 4</p> <p>○開発行為に関する工事の完了につ いて (") 4</p> | <p>ページ</p> | <p>○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可に ついて (市街地再生課) 5</p> <p>○土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係 る施行地区及び設計の概要を表示する図書の 縦覧について (") 5</p> <p>● 教育委員会告示</p> <p>○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定 文化財の指定及びその保持者又は保持団体の 認定について)の一部改正について (文化財保護課) 5</p> <p>● 公営企業告示</p> <p>○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課) 5</p> <p>○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (") 6</p> <p>● 公営企業公告</p> <p>○指定給水装置工事事業者の指定につ いて (企業総務課) 8</p> |
|---|------------|--|

告 示

●金沢市告示第135号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年4月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

| 区 分 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|--------|------------|-----------------------|------------------------|-----------|
| 銚子町町会 | 代表者の氏名及び住所 | 得能 章 金沢市田上本町テ11番地3 | 宮田 勉 金沢市銚子町ト160番地1 | 平成26年4月1日 |
| 上若松町町会 | 代表者の氏名及び住所 | 中村 弘明 金沢市若松町上野33番地 | 中村 正俊 金沢市上若松町74番地 | 平成26年4月1日 |
| 牧町町会 | 代表者の氏名及び住所 | 木沢 健一 金沢市牧町ヌ55番地 | 井川 啓一 金沢市牧町ヌ81番地 | 平成26年4月1日 |
| | 主たる事務所の所在地 | 金沢市戸室新保イ83番地 | 金沢市戸室新保口315番地 | 平成24年4月1日 |
| | 代表者の氏名及び住所 | 若宮 満 金沢市戸室新保イ83番地 | 喜田 外男 金沢市戸室新保口315番地 | |

| | | | | |
|--------|----------------|------------------------|------------------------|-----------|
| 戸室新保町会 | 主たる事務所 の所在地 | 金沢市戸室新保口315番地 | 金沢市戸室新保口343番地 | 平成25年4月1日 |
| | 代表者の氏 名及び住所 | 喜田 外男 金沢市戸室新保口315番地 | 前田 吉一 金沢市戸室新保口343番地 | |
| | 主たる事務所 の所在地 | 金沢市戸室新保口343番地 | 金沢市戸室新保イ69番地 | 平成26年4月1日 |
| | 代表者の氏 名及び住所 | 前田 吉一 金沢市戸室新保口343番地 | 小倉 善治 金沢市戸室新保イ69番地 | |
| 中山町町会 | 主たる事務所 の所在地 | 金沢市中山町ハ3番地 | 金沢市中山町ハ62番地 | 平成24年4月1日 |
| | 代表者の氏 名及び住所 | 山本 敏之 金沢市中山町ハ3番地 | 村上 孝志 金沢市中山町ハ62番地 | |
| | 主たる事務所 の所在地 | 金沢市中山町ハ62番地 | 金沢市中山町ハ180番地1 | 平成25年4月1日 |
| | 代表者の氏 名及び住所 | 村上 孝志 金沢市中山町ハ62番地 | 中村 剛 金沢市中山町ハ180番地1 | |
| | 主たる事務所 の所在地 | 金沢市中山町ハ180番地1 | 金沢市中山町ハ185番地1 | 平成26年4月1日 |
| | 代表者の氏 名及び住所 | 中村 剛 金沢市中山町ハ180番地1 | 今本 秀司 金沢市中山町ハ185番地1 | |
| 小豆沢町町会 | 主たる事務所 の所在地 | 金沢市小豆沢町ニ190番地 | 金沢市小豆沢町ニ188番地 | 平成26年4月1日 |
| | 代表者の氏 名及び住所 | 井波 哲 金沢市小豆沢町ニ190番地 | 荒井 進一 金沢市小豆沢町ニ188番地 | |
| 湯谷原町町会 | 主たる事務所 の所在地 | 金沢市湯谷原町ユ13番甲地 | 金沢市湯谷原町ユ11番地 | 平成26年4月1日 |
| | 代表者の氏 名及び住所 | 新谷 幸三 金沢市湯谷原町ユ13番甲地 | 多加 敏昭 金沢市湯谷原町ユ11番地 | |

●金沢市告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年4月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成26年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 路 線 名 | 区 間 | 供用開始日 |
|--------------------------|--|------------|
| 浅 川 61号 若 松 ・ 田 島 町 線 | 若 松 町 乙 6 番 2 先から 田 島 町 町 八 3 番 2 先まで | 平成26年4月11日 |
| 森 本 53号 河 原 市 町 線 11号 | 河 原 市 町 9 番 先から 河 原 市 町 2 番 先まで | 平成26年4月11日 |
| 森 本 53号 河 原 市 町 線 12号 | 河 原 市 町 12番 先から 河 原 市 町 11番 先まで | 平成26年4月11日 |

●金沢市告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、金沢市長である道路管理者（以下「道路管理者」という。）と石川県知事である河川管理者（以下「河川管理者」という。）との間において、協議により兼用工作物の管

理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

平成26年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 兼用工作物

小坂49号三池町線4号及び8号と2級河川大野川水系金腐川の堤防とが相互に効用を兼ねるもの又は相互に効用を兼ねる部分

2 兼用工作物の位置

小坂49号三池町線4号 延長 94メートル

金腐川 左岸 金沢市三池町58番地先から三池町42番地先まで

小坂49号三池町線8号 延長 42メートル

金腐川 左岸 金沢市三池町42番地先から三池町3番2地先まで

3 兼用工作物の管理

(1) 兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。)、改築、維持又は修繕は、道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。))、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。ただし、路肩に接する法面で当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路専用施設に係る場合は道路管理者が、専ら道路専用施設以外の部分に係る場合は河川管理者が行う。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は河川管理者が行うものとする。

4 兼用工作物の管理についての協議

道路管理者又は河川管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急等やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ河川管理者又は道路管理者と協議するものとする。

5 道路の占用料

道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、占用料を徴収しないものとする。

6 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。

7 その他

兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と河川管理者とが協議して定める。

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第36号)第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成26年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 登録番号 | 名 称 | 所 在 地 | 登録年月日 |
|------|----------------|---------------|-----------|
| 1 | 徳野設備工業株式会社 | 金沢市神宮寺2丁目5番3号 | 平成26年4月1日 |
| 2 | アムズ株式会社 | 金沢市西泉3丁目92番地 | 平成26年4月1日 |
| 4 | 木谷薬品工業株式会社 | 金沢市新保本5丁目46番地 | 平成26年4月1日 |
| 6 | 株式会社北陸小松サービス | 金沢市長田本町チ15番地1 | 平成26年4月1日 |
| 7 | 北研エンジニアリング株式会社 | 金沢市松島3丁目79番地 | 平成26年4月1日 |
| 8 | ニッコー株式会社 | 白山市相木町383番地 | 平成26年4月1日 |
| 9 | 石川環境設備株式会社 | 金沢市横川5丁目258番地 | 平成26年4月1日 |

| | | | |
|----|-----------------|--------------------|-----------|
| 11 | 北陸総合ビル管理株式会社 | 金沢市新保本4丁目26番地1 | 平成26年4月1日 |
| 12 | 大環境エンジニアリング株式会社 | 金沢市玉鉾2丁目167番地2 | 平成26年4月1日 |
| 13 | 金沢環境管理株式会社 | 金沢市増泉3丁目17番1号 | 平成26年4月1日 |
| 14 | 株式会社金沢浄化槽サービス | 金沢市東蚊爪町1丁目22番地2 | 平成26年4月1日 |
| 15 | 株式会社西原ネオ | 東京都港区芝浦3丁目6番18号 | 平成26年4月1日 |
| 16 | 金沢市清掃株式会社 | 金沢市東力2丁目47番地48番地 | 平成26年4月1日 |
| 17 | 有限会社加賀商工 | 金沢市粟崎町ホ110番地35 | 平成26年4月1日 |
| 18 | 株式会社金沢環境サービス公社 | 金沢市御影町23番10号 | 平成26年4月1日 |
| 21 | 株式会社オキシー | 河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目710番地 | 平成26年4月1日 |
| 22 | 株式会社施設管理 | 金沢市山科3丁目3番3号 | 平成26年4月1日 |
| 24 | 株式会社石川住宅管理 | 金沢市福久町ハ22番地2 | 平成26年4月1日 |
| 25 | 石川総合管理株式会社 | 金沢市大野町4丁目ワ9番地2 | 平成26年4月1日 |
| 32 | 有限会社リリーフ | 金沢市東力2丁目120番地 | 平成26年4月1日 |

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成26年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

| 指定番号 | 指定の 年月日 | 路線名 | 区 間 | | 延長(m) | 幅員(m) |
|-------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------|-------|
| | | | 起 点 | 終 点 | | |
| 第331号 | 平成26年 3月31日 | 1級幹線12号北 間・中橋線 | 金沢市北間町ハ178番1 先 | 金沢市北間町ハ194番4 先 | 28.1 | 23.0 |

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により公告します。

平成26年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 一団地の名称 | 一団地の区域 | 認定年月日 |
|--------|---------------|------------|
| 市営緑住宅1 | みどり1丁目178番の一部 | 平成26年3月27日 |

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成26年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 公共施設の種類の位置及び区域 |
|--------------------------------|--|--|
| 金沢市天神町2丁目472番1及び472番3から472番7まで | 金沢市八日市4丁目308番地 株式会社シマハタ不動産 代表取締役 島畑 秀一 | 道路 金沢市天神町2丁目472番1 |
| 金沢市森戸1丁目150番1から150番20まで | 金沢市富樫1丁目2番10号 株式会社杉本住宅 代表取締役 杉本 誠二 | 道路 金沢市森戸1丁目150番18及び150番19 公園 金沢市森戸1丁目150番20 |

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 土地区画整理組合の名称 | 事業施行期間 | 施行地区 | 事務所の所在地 | 設立認可の年月日 | 変更の内容 | 変更認可の年月日 |
|--------------------|--------------------------|------------------------------------|---------------|-----------|--|-----------|
| 金沢市副都心北部大友土地区画整理組合 | 平成21年1月13日から平成28年3月31日まで | 金沢市大友町ハ及びニ、近岡町、直江町口及びハ並びに南新保町りの各一部 | 金沢市大友1丁目45番地2 | 平成21年1月9日 | 事業施行期間 (変更前) 平成21年1月13日から平成28年3月31日まで (変更後) 平成21年1月13日から平成29年3月31日まで | 平成26年4月3日 |

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成26年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 土地区画整理組合の名称 | 縦覧場所 | 縦覧時間 |
|--------------------|--------------------------------|---------------------|
| 金沢市副都心北部大友土地区画整理組合 | 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課 | 午前9時から 午後5時45分まで |

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第5号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成26年4月11日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

表に次のように加える。

| | | | | |
|-----|--|----|------------------------------------|--------------|
| 建造物 | じゆんじとだけせきびやうぐん 慈雲寺富田家石廟群 つけたり とうろう き 附 燈籠2基 | 4基 | 神奈川県茅ヶ崎市東海岸南 1丁目15番14号 富田 興作 | 指定平成26年4月11日 |
| 建造物 | しょうざん じほんどう さんもん 松山寺本堂・山門 つけたり びなふだ まい 附 棟札3枚 | 2棟 | 金沢市兼六町5番6号 宗教法人松山寺 | 指定平成26年4月11日 |

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第13号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年4月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 平成25年12月1日から平成26年2月28日までの原料の平均価格等
- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 88,100円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 106,140円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 90,380円
- 2 原料価格変動額 26,600円
算式 90,380円(1トン当たり平均原料価格) - 63,730円(1トン当たり基準平均原料価格) = 26,600円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 26,600円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に21.81円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- 4 平成26年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|---|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合) | 620円 | 248円77銭 |
| B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合) | 640円 | 246円77銭 |
| C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合) | 890円 | 234円27銭 |
| D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合) | 1,000円 | 232円44銭 |
| E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合) | 1,650円 | 227円44銭 |

●金沢市公営企業告示第14号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年4月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
- (1) 平成25年12月1日から平成26年2月28日までの平均原料価格
1トン当たり 106,140円
- (2) 原料価格変動額 18,100円
算式 106,140円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 18,100円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 18,100円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に36.92円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成26年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合) | 660円 | 458円75銭 |
| B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭 | 449円65銭 |

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成25年12月1日から平成26年2月28日までの平均原料価格
1トン当たり 106,140円
- (2) 原料価格変動額 18,100円
算式 $106,140円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 18,100円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 + 18,100円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に36.92円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成26年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合) | 660円 | 458円83銭 |
| B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭 | 449円73銭 |

3 南森本供給地点群

- (1) 平成25年12月1日から平成26年2月28日までの平均原料価格
1トン当たり 106,140円
- (2) 原料価格変動額 18,100円
算式 $106,140円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 18,100円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 + 18,100円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に36.92円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成26年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合) | 660円 | 437円60銭 |
| B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭 | 428円50銭 |

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成25年12月1日から平成26年2月28日までの平均原料価格
1トン当たり 106,140円

(2) 原料価格変動額 18,100円

算式 106,140円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 18,100円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 18,100円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に36.92円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成26年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合) | 660円 | 481円21銭 |
| B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭 | 472円11銭 |

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例(昭和29年条例第28号)第7条の2の規定により、平成26年4月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第9条の規定により公告します。

平成26年4月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 営業所の所在地 |
|------|----------|----------------|
| 551 | 株式会社鳥井設備 | 金沢市松村6丁目180番地5 |

| | | |
|----------------------|------------------|-----------|
| 平成26年(2014年)4月11日 印刷 | 発行人 | 金 沢 市 |
| 平成26年(2014年)4月11日 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| 定価 120円 印刷所 | 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 | (株) 共 栄 |